

Q2-3 日本からの輸出・輸入に関する契約の留意点について教えてください。

売買に係る法律関係についての原則は民法に規定されています。売買の当事者は、より詳細に双方の権利義務を明確に定めるため、別途売買契約を締結することができます。経常的な売買取引については、基本契約書を結んだ上で、注文書で後続の個別売買取引を取扱うという方法も多くみられます。

買主、売主のどの立場で作成されたかにより、売買契約書において留意すべき点は異なります。たとえば、買主は注文書を修正または取消す権利、検収、瑕疵担保、保証責任（およびアフターサービス）、遅滞責任、供給保証、最低価格の保証等の条項をより重視し、買主が取次販売者も兼ねる場合は、独占販売権および再授權を獲得できるように努める傾向があります。それに対し売主は、地域および顧客の区分け、支払条件、責任の制限（除外条項、賠償金額の上限）、最低購買量、商標授權の制限等の条項をより重視することになります。

売買契約の締結時に注意すべき事項としては以下のものを挙げることができます。

1. 購買手続
 - (1) 注文が成立する要件：例えば、注文の成立には売主の何日以内の回答が必要か。
 - (2) 配送条件：どのような貿易条件（Incoterms など参照）によるか。
 - (3) 発注書の修正または取消期限：買主は発注書を修正または取消す権利があるかどうか。ある場合、その期限。
 - (4) 発注書と売買契約書の内容に齟齬がある場合、どちらを優先適用するか。
2. 支払条件：請求のタイミング、買主はいつ、どの通貨で支払うべきか、税金は誰が負担すべきか。
3. 検収手続：買主は貨物受領後の何日以内に検収を完了すべきか、検収時の売主への通知の手段、手続はどのようにするか。
4. 返品：包装に破損がある、または内容物、数量、仕様が規定と異なる等の場合、返品手続の方法、関連の配送コストはどちらが負担するか。
5. 保守、保証：保守および保証の範囲になんらかの除外条項（例えば、不当な使用、自らの改造等）があるかどうか、買主はいかなる費用（例えば、部品の原価）を負担すべきか。
6. その他：
 - (1) 購入予定量の通知：買主は定期的に購入予定量を売主に通知する義務があるかどうか、当該通知は拘束力を有するか、それとも生産時の方針決定の参考として売主に供するのみのものなのか。
 - (2) 最低購買量：買主は一定量の購買義務を有するかどうか、最低購買量に達しない場合の対処方法。
 - (3) 価格の保証：売主は価格の保証義務を有するかどうか。ある場合、差額をどのように調整するか。
 - (4) 生産停止または製品更新の通知：売主に生産停止、または製品更新の計画がある場合、予め買主に通知しなければならないかどうか。買主の生産停止または製品更新前の発注最終期限をどうするか。
 - (5) 買主の製造設備や金型の提供：買主が製造設備や金型を提供する場合は、所有権の帰属、売主の使用範囲および返還事項を約定する。
7. 責任制限：売主の賠償責任には金額の上限があるかどうか。

8. 違約事由および対処方法: 引渡の遅滞、瑕疵製品がある場合、またはそれが原因で買主を営業停止に至らしめた場合、それぞれの損害の計算方法。
9. 準拠法と紛争の解決方法: 一般に被告人の所在国における訴訟提起または仲裁申請の提起のほうが執行力があると考えられます。